

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人ニューメディア開発協会（以下「当協会」という。）の定款第49条に基づき、当協会に設置する賛助会員に関する事項を定めることとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は当協会の事業目的の遂行を支援するとともに、当協会の研究成果を利用する便宜を受けるものとする。

- 2 賛助会員は、地方自治体及び企業の会員（以下「企業等会員」という。）と個人会員及び情報提供会員とする。
- 3 企業等会員のうち、理事会社は特別賛助会員とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、1口以上の賛助会費を毎年4月末までに納入するものとし、事業年度開始後入会する場合は、入会申し込みの日の属する月の月末までに納入するものとする。

- 2 企業等会員の賛助会費は、1事業年度につき1口300,000円とする。
ただし、資本金5千万円未満及び従業員100人未満の企業は1口100,000円とする。
- 3 事業年度開始後半年を経過して入会する時は、当該事業年度の賛助会費は、前記第2項の半額とする。
- 4 特別賛助会員の賛助会費は、1事業年度について1,000,000円とする。
- 5 情報提供会員の賛助会費は、1事業年度について50,000円とする。
- 6 個人会員は5,500円とする。ただし、入会時の1回限りの納入とする。
- 7 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

(賛助会員の入会および退会)

第4条 賛助会員は、当協会の理事長に入会届を提出することにより、入会するものとする。

- 2 賛助会員は、当協会の理事長に退会届を提出することにより、退会するものとする。
- 3 個人会員は、シニア情報生活アドバイザー養成講座を受講したことで入会したものと見なし、登録した年度を初年度として、3会計年度後には退会するものとする。ただし、再入会は拒まないこととする。

(賛助会費の用途)

第5条 賛助会費は、当協会の法人会計に繰入れることとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。